

全国医療情報プラットフォームと地域医療情報連携ネットワークに関する論点

厚生労働省医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

全国医療情報プラットフォームと地域医療情報連携ネットワークに関する論点

現状

- 地域医療情報連携ネットワークは地域医療再生基金及び地域医療介護総合確保基金を活用し、各地域の状況に合わせて構築が進められてきたところであり、利用されている機能、共有されている情報、患者の同意の取得方法を始めとした運用方法等が異なっている。
- 一方、国においては「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定）に則り、全国医療情報プラットフォームの創設について検討を進めており、その一部として電子カルテ情報共有サービスについては3文書・6情報の共有を開始する予定をしている。
- 全国医療情報プラットフォームの創設が進む中で、地域医療情報連携ネットワークの活用方法について、下記の点を含めどのように考えるか。



論点

- 全国医療情報プラットフォームと地域医療情報連携ネットワークで保持する機能、共有される情報、運用方法等が異なる中で、それぞれの役割についてどう考えるか。
- 地域医療情報連携ネットワークに対する今後の補助についてどう考えるか。

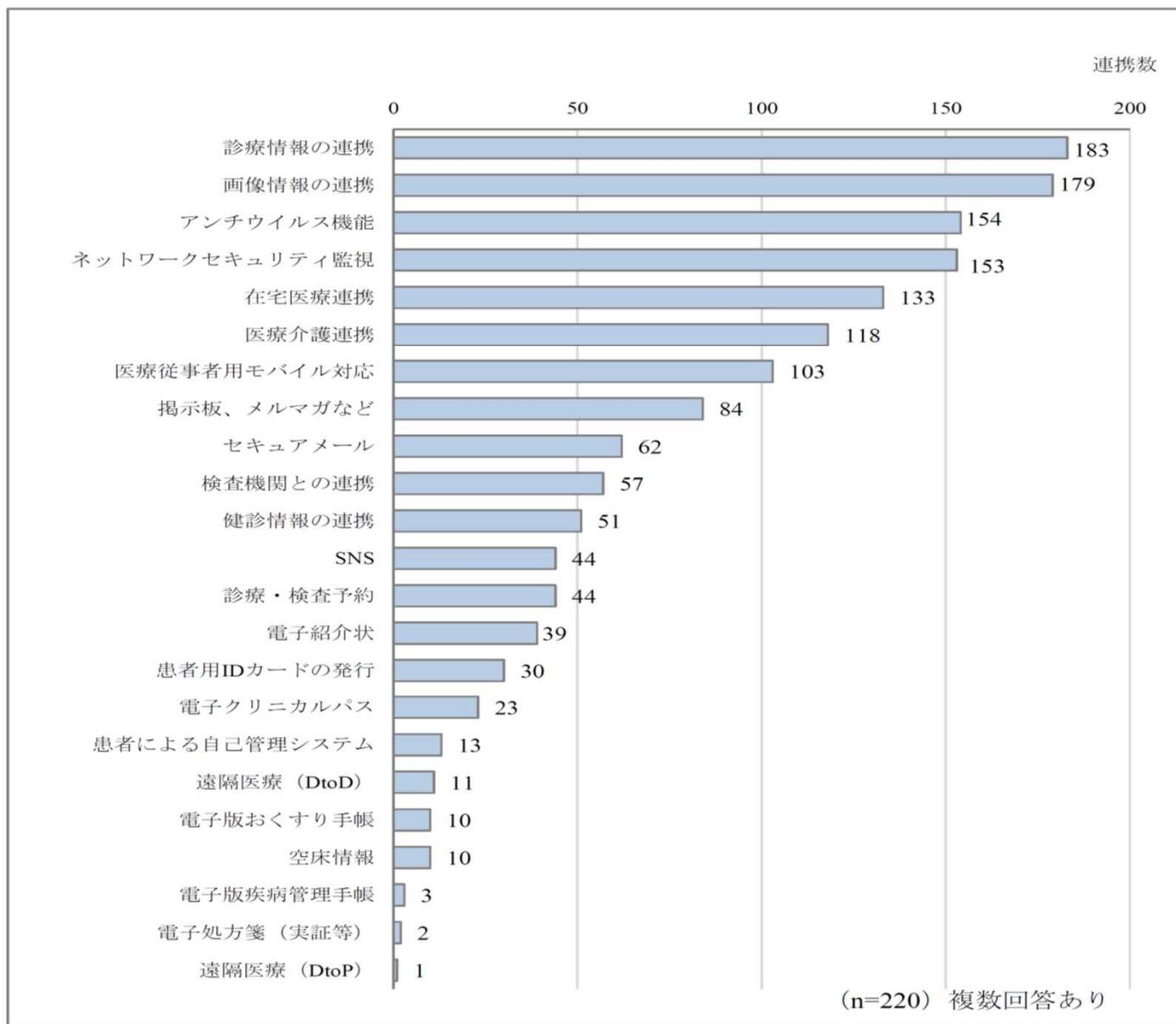
(参考) 医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループ

第7回健康・医療・介護情報利活用検討会及び第7回医療等情報利活用WG（令和3年7月29日）資料3
第1回 健康・医療・介護情報利活用検討会医療情報ネットワークの基盤に関するWG（令和3年11月10日）

- これまで地域医療介護総合確保基金及び地域医療再生基金を活用し、地域医療情報連携ネットワークの構築を進めてきたところ。
- また、電子カルテ情報及び交換方式の標準化として、データ交換は、HL7 FHIRの規格を用いてAPIで接続する仕組みを検討することとし、まずは診療への一次利用で有用な傷病名、アレルギー情報、診療情報提供書等の標準化から進めている。
- 患者紹介や逆紹介時、専門医への照会時などでの医療情報の電子的なやりとりの他、各領域における患者レジストリの構築など、一次利用、二次利用で様々なニーズがある。
- 更に、デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）では、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を進めるとされている。
- 一方、地域医療情報連携ネットワークではそれぞれで活動状況に濃淡があり、医療機関の参加率が低い地域があるなど、医療情報のやりとりが広く電子的になされている現状にはない。
- これらを踏まえ、効率・効果的な医療情報ネットワークの基盤について検討を進めることが必要。

- 
- 健康・医療・介護情報利活用検討会の下、全国的な医療情報ネットワークの基盤に関する議論を行うワーキンググループを設置する。
 - 本ワーキンググループでは、データヘルス改革に関する工程表に従って、医療情報ネットワークの基盤のあり方（主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期等）及び技術的な要件について、令和4年度までに調査検討し、関係審議会に報告等を行いつつ、結論を得る。

(参考) 地域医療情報連携ネットワークで提供されているサービスの状況



(参考) 地域医療情報連携ネットワークにおける患者の参加同意の状況

図 2.8-3 患者の参加同意

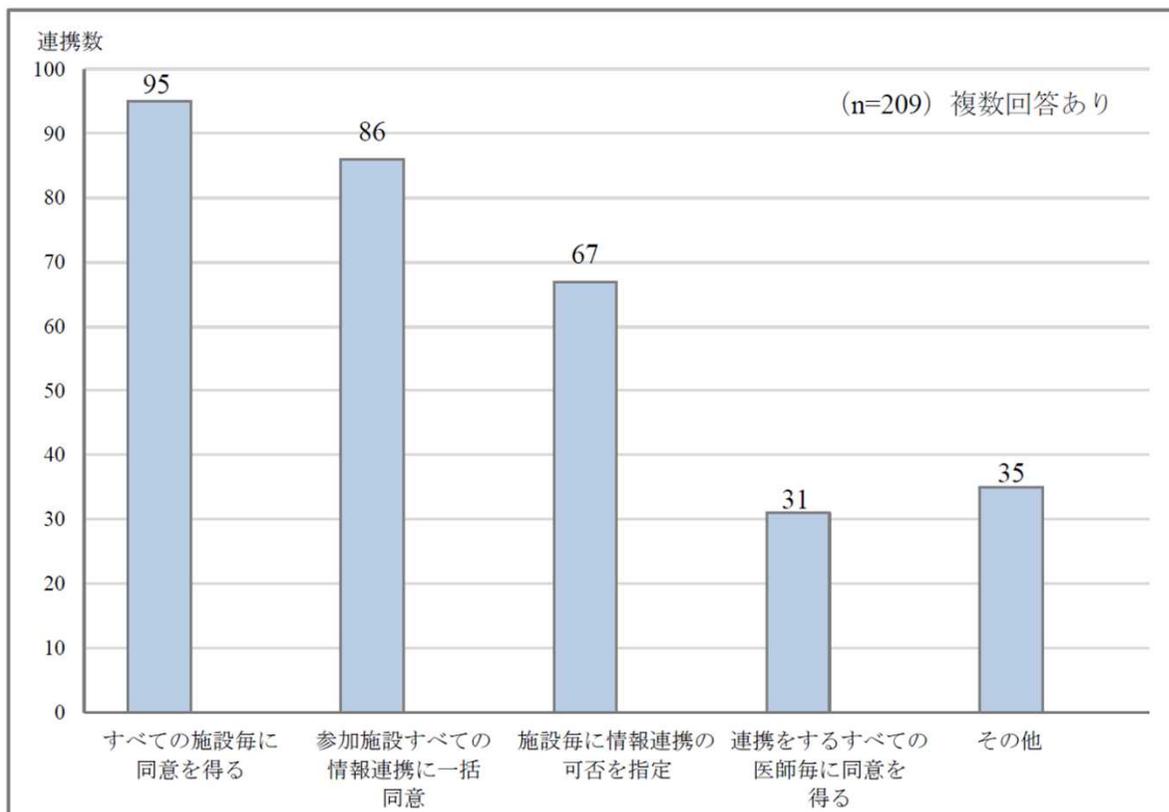


図 2.8-4 新規患者からの参加同意

